

交運労協 FAX ニュースNO. 29

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル 3階 発行日 2012年6月18日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 交運労協 関 政治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

大臣交代を受けて、吉田治国交副大臣に

「交通基本法案」の早期制定を要請！

会期末を控え、「交通基本法案」の早期制定を訴える！

本日、交運労協は武井政治副議長以下、三役と事務局12名で吉田治国交副大臣に対して、「交通基本法案の早期制定に向けて」の『要請書』（別紙）を手渡しし、同法の早期成立を要請した。今回の要請行動の趣旨は、先般、前田武志大臣から羽田雄一郎大臣への交代を受けて、継続して同法の早期制定に取り組んでもらうために行った。加えて、今国会が会期末を迎えていることもあって、再度、交運労協の考えを強く訴えるために企画したものである。我々交運労協の要請に対して、吉田治副大臣は「交通基本法案の早期制定要望を重く受け止め、早急に同法の制定に向けて努力していく」ことを約束した。

〔 吉田治国交副大臣に要請書を提出 〕



■武井政治副議長から要請

会期末を目前に迎えている中で、多くの法案審議が滞っている。その中に「交通基本法案」を含まれており、我々として心配している。同法の早期制定に向けて積極的に取り組みを強化してほしい。

■吉田治国交副大臣の答弁

交運労協からの要請の主旨については重く受け止めたい。国土交通省としても要望をしっかりと踏まえ取り組んでいく。国会会期も後わずかとなっている中で残っている10本の法案の成立をめざすととともに、既に、交通基本法の成立を前提とした予算も執行している中であって、優先的な法案審議となるよう与野党間での調整を急ぎたい。国会は延長される動きであり、「交通基本法案」の早期成立に向けて頑張る。 ※文責は事務局にあります。

以上

国土交通大臣
羽田雄一郎 殿

全日本交通運輸産業労働組合協議会
(交運労協)
議 長 渡 辺 幸 一

交通基本法制定に関する要請について

日頃より交運労協の活動に対しご理解、ご協力をいただき感謝いたします。

さて、私たち交運労協は、陸、海、空の交通運輸産業で働く労働者を代表する組織として、交通・運輸に係わる問題に対し、様々な提言を行ってきました。とりわけ、公共交通の維持、発展を通じた持続可能な総合交通体系の確立に向けて交通基本法の早期成立を求めています。

表記について、よろしく取り扱われるよう要請します。

記

1. 交通基本法の早期制定について

交通全般にかかる基本的な交通理念を定めることを目的とした「交通基本法」の早期成立を求めます。

特に、少子高齢化の進展や歯止めがかからない過疎化の中にあつて、地方・地域の疲弊化に対処するためにも同法が必要だと認識します。さらに、東日本大震災の復旧・復興にも欠かせない法律であり、今通常国会の会期内において成立させることを強く要望します。

以 上